

令和 5 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 1 号議案～第 27 号議案

令和 5 年 2 月 27 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 1 号議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 2 号議案	令和 5 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 3 号議案	令和 5 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 4 号議案	令和 5 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 5 号議案	令和 5 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 6 号議案	令和 5 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 7 号議案	令和 5 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 8 号議案	令和 5 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 9 号議案	令和 5 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 10 号議案	舞鶴市における個人情報保護に関する法律の施行に関する条例制定について	1
第 11 号議案	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	4
第 12 号議案	舞鶴市長の給料及び退職手当の特例に関する条例制定について	8
第 13 号議案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
第 14 号議案	舞鶴市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について	12

第 15 号議案	舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例制定について	13
第 16 号議案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	16
第 17 号議案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	18
第 18 号議案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	21
第 19 号議案	舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	24
第 20 号議案	舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例制定について	27
第 21 号議案	舞鶴市子ども・若者支援会議条例の一部を改正する条例制定について	28
第 22 号議案	舞鶴市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	29
第 23 号議案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	30
第 24 号議案	市道路線の認定及び変更について	40
第 25 号議案	令和 4 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 9 号)	別 冊
第 26 号議案	令和 4 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 27 号議案	令和 4 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃

## 第 10 号議案

舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例制定について

舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次項に定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(開示請求書の記載事項)

第 3 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示情報)

第 4 条 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、舞鶴市情報公開条例(平成 11 年条例第 31 号)第 5 条第 1 号ウに掲げる情報(同号ウに規定する公務員等の氏名に係る部分に限る。)とする。

(手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により定める手数料は、無料とする。

2 法第76条に規定する保有個人情報の開示を請求して、写しの交付を受ける者は、当該写しに要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求書の記載事項)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求書の記載事項)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(審議会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたいので提案する。

## 第 11 号議案

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

(舞鶴市個人情報保護条例の廃止)

第 1 条 舞鶴市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 24 号)は、廃止する。

(舞鶴市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市情報公開条例(平成 11 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「監査委員、選挙管理委員会」を「選挙管理委員会、監査委員」  
に改める。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(開示決定等の期限の特例)

第 11 条の 2 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない

い。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)第41条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改める。

第2条第1号中「又は舞鶴市個人情報保護条例第41条第1項の規定により審査会に諮問をした市長又は実施機関」を「の規定により審査会に諮問をした市長若しくは実施機関又は個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関」に改め、同条第3号中「舞鶴市個人情報保護条例第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第60条第1項」に、「同条例第22条第1項、第33条第1項又は第40条第1項」を「同法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」に改める。

第15条中「総務部総務課」を「総務部」に改める。

(舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第5条 舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成16年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和5



年条例第 号)第 8 条の規定により諮問する事項  
第 2 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(舞鶴市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 次に掲げる者に係る第 1 条の規定による廃止前の舞鶴市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第 10 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 2 項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。)を受けた業務に従事していた者
  - (3) この条例の施行前において協定等に基づき旧実施機関において研修を受けていた者
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第 15 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 29 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 36 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 附則第2項第2号に掲げる者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 この条例の施行前において旧条例第9条第2項の委託を受けた法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 7 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 8 附則第4項及び第5項の規定は、舞鶴市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (舞鶴市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 10 第2条の規定による改正後の舞鶴市情報公開条例第11条の2の規定は、施行日以後にされた開示請求に対する同条例第9条に規定する決定について適用する。

#### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行いたいので提案する。

## 第12号議案

舞鶴市長の給料及び退職手当の特例に関する条例制定について

舞鶴市長の給料及び退職手当の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

舞鶴市長 鴨田秋津

舞鶴市長の給料及び退職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長の給料及び退職手当の特例について定めるものとする。

(給料の特例)

第2条 この条例の施行の日に在職する市長の同日から令和9年2月17日までの間における給料月額、舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和40年条例第24号)第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める給料月額からその額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

(退職手当の特例)

第3条 この条例の施行の日に在職する市長の同日を含む任期に係る退職手当は、舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例(昭和54年条例第18号)第2条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(この条例の施行の日から令和5年4月30日までの間における給料の特例)

2 この条例の施行の日から令和5年4月30日までの間における給料月額に関する第2条の規定の適用については、同条中「100分の30」とあるのは、「100分の70.5」とする。

提案理由

市長の給料を減額するとともに、退職手当を支給しないこととしたいので提案する。

## 第 13 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和4年度において実施していた市長、副市長及び教育長の期末手当の特例措置を令和5年度においても実施したいので提案する。

## 第 14 号議案

舞鶴市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

舞鶴市総合計画審議会条例(平成 29 年条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「2 年」を「4 年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に舞鶴市総合計画審議会の委員である者の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

### 提案理由

委員の任期を実行計画の計画期間と合わせるため、当該任期を 2 年から 4 年に改めたいので提案する。

## 第 15 号議案

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市農園公園条例(平成 17 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 2 号中「滞在型市民農園及び日帰り貸農園(以下「滞在型市民農園等」という。)並びに」を「日帰り貸農園及び」に改める。

第 6 条中「滞在型市民農園(第 10 条第 3 項の規定による利用(以下「一時利用」という。)をする場合に限る。)、」を削る。

第 8 条の見出し中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改め、同条第 1 項中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改め、「(一時利用をする者を除く。)」を削り、同条第 2 項中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改める。

第 9 条中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改め、同条第 3 項を削る。

第 11 条第 1 項中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改める。

第 12 条第 3 項中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に、「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

第 15 条を削る。

第 16 条中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改め、同条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とする。



第 18 条中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改め、同条を第 17 条とし、第 19 条を第 18 条とする。

第 20 条中「滞在型市民農園等」を「日帰り貸農園」に改め、同条を第 19 条とする。

第 21 条第 2 項中「第 8 条から第 15 条まで」を「第 8 条から第 14 条まで」に、「第 17 条」を「第 16 条」に、「同条第 4 項」を「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第 4 項に改め、「第 15 条第 1 項及び第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と」を削り、同条を第 20 条とし、第 22 条を第 21 条とする。

別表第 2 を削り、別表第 1 を次のように改める。

別表(第 12 条関係)

施設区分	基準額	
日帰り貸農園	1 区画 1 年間につき 11,000 円	
コテージ A 型	義務教育就学前の者以外の者が 4 人以下の宿泊	1 棟 1 泊につき 22,000 円
	義務教育就学前の者以外の者が 5 人以上の宿泊	1 棟 1 泊につき 上記金額に 4 人から 1 人増すごとに 5,500 円を加算した額
	4 時間未満の休憩	1 棟につき 5,500 円
	4 時間以上の休憩	1 棟につき 8,800 円
コテージ B 型	宿泊	1 人 1 泊につき 11,000 円
	4 時間未満の休憩	1 棟につき 5,500 円
	4 時間以上の休憩	1 棟につき 8,800 円

備考

- 1 日帰り貸農園を利用する場合において、利用する期間が 1 年に満たないときは、月割計算及び日割計算により算出した額(100 円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)とする。
- 2 コテージを利用する場合において、義務教育就学前の者は、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第12条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる利用承認に係る利用料金について適用し、同日前に行われる利用承認に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

農業公園の利用の促進を図るため、滞在型市民農園を廃止し、その全てをコテージとするとともに、コテージに係る利用料金の基準額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 16 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

第 13 条の 6 の 12 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項第 2 号中「28 万 5 千円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の右に「又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第 13 条の 6 の 12 及び第 18 条の 2 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

健康保険法施行令の改正に伴い出産育児一時金の額を改めるとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い後期高齢者支援金等賦課額の限度額及び低所得者の保険料軽減措置に係る所得基準額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 17 号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条  
例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「次条第 1 項」の右に「、第 8 条の 3 第 2 項」を、「保育所をいう」  
の右に「。以下同じ」を、「幼稚園をいう」の右に「。以下同じ」を、「認定こども  
園をいう」の右に「。以下同じ」を加える。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的  
保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳  
幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活  
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的  
保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において  
「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項  
の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 8 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第 11 条中「設置するときは」の右に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 15 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第 44 条第 1 号及び第 49 条中「設置し及び」を「設置し、及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

関係省令の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改めたいので提案する。

## 第 18 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改める。



第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 26 条を次のように改める。

#### 第 26 条 削除

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

第 37 条第 2 項及び第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号に」を「第 19 条第 1 号に」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号」を「同号又は同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

関係府令の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の管理者の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 19 号議案

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

関係省令の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を改めた  
いので提案する。

## 第 20 号議案

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成26年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 87 条」を「第 82 条」に改める。

第 2 条第 1 号中「同項」を「法第 13 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「又は同項」を「又は法第 14 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

### 提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 21 号議案

舞鶴市子ども・若者支援会議条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市子ども・若者支援会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市子ども・若者支援会議条例の一部を改正する条例

舞鶴市子ども・若者支援会議条例(平成28年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

## 第 22 号議案

舞鶴市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市認定こども園条例の一部を改正する条例

舞鶴市認定こども園条例(平成30年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 号中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。



第 23 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

別紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 西大浦 辺地  
 辺地人口 411 人  
 面積 15.6 km<sup>2</sup>

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀
- (2) 地域の中心の位置 字大丹生小字栗崎 1
- (3) 辺地度数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	75,000	—	75,000	75,000
除雪機械	〃	4,000	—	4,000	4,000
消防施設	〃	3,000	—	3,000	3,000
合計		82,000	—	82,000	82,000

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 野原 辺地  
 辺地人口            470 人  
 面 積                18.4 km<sup>2</sup>

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称        野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心の位置                    字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度点数                          121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設及び観光・レクリエーション施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度及び令和 6 年度 2 年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
漁業経営近代化施設	京都府漁業 協同組合	18,400	16,560	1,840	1,800
観光・レクリエーション施設※	舞鶴市	18,000	—	18,000	18,000
合	計	36,400	16,560	19,840	19,800

※ 神崎辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 田井 辺地  
 辺地人口           233 人  
 面 積               12.0 km<sup>2</sup>

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称        大山、田井、成生
- (2) 地域の中心の位置            字田井小字浜 956
- (3) 辺地度点数            151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備及び飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度及び令和 6 年度 2 年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
除 雪 機 械	舞鶴市	4,000	—	4,000	4,000
飲用水供給施設	水ヶ浦	12,000	1,200	10,800	10,700
合	計	16,000	1,200	14,800	14,700

別 紙

総 合 整 備 計 画 書

京都府舞鶴市 池内 辺地  
 辺地人口            54 人  
 面 積                9.9 km<sup>2</sup>

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称      岸谷、白滝
- (2) 地域の中心の位置            字岸谷小字野手 235 の 1
- (3) 辺 地 度 点 数            124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	45,000	—	45,000	45,000
除 雪 機 械	〃	4,000	—	4,000	4,000
消 防 施 設	〃	3,000	—	3,000	3,000
合 計		52,000	—	52,000	52,000

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 岡田・八雲 辺地  
 辺地人口 1,223 人  
 面 積 65.3 km<sup>2</sup>

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大俣、小俣、滝ヶ字呂、桑飼上、桑飼下、岡田由里、西方寺、富室、河原、下見谷、長谷、上漆原、下漆原、和江
- (2) 地域の中心の位置 字和江小字平田 572
- (3) 辺地度点数 111 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあって、市街地から約 12 km離れた山間地の農林業中心の集落であり、地域の農林業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路及び林道の整備を行うとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械及び児童の通学を容易にするための通学用自動車の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和5年度から令和7年度まで 3年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市		150,000	—	150,000	150,000
除雪機械	〃		20,000	—	20,000	20,000
通学用自動車	〃		10,000	—	10,000	10,000

消 防 施 設	”	3,000	—	3,000	3,000
合	計	183,000	—	183,000	183,000

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 神崎 辺地  
 辺地人口            467 人  
 面 積                7.0 km<sup>2</sup>

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称    西神崎、東神崎、油江、蒲江
- (2) 地域の中心の位置                字西神崎小字今屋敷 555 の 1
- (3) 辺地度点数                        142 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北西端にあり、市街地から約 14 km離れた農業中心の集落であり、地域の産業振興を図ることを目的として、農業経営近代化施設及び観光・レクリエーション施設を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農業経営近代化施設	舞鶴市	24,500	12,250	12,250	12,200
観光・レクリエーション施設※	〃	18,000	—	18,000	18,000
除 雪 機 械	〃	4,000	—	4,000	4,000
合 計		46,500	12,250	34,250	34,200

※ 野原辺地と共通



## 提案理由

西大浦辺地ほか5辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定したいので提案する。

## 参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律  
(昭和37年法律第88号) 抜 粋

(定義)

第2条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

- (1) 電灯用電気供給施設
- (2) 道路及び渡船施設
- (3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舍
- (4) 診療施設
- (5) 飲用水供給施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上

の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

- 2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 整備しようとする公共的施設
    - (2) 整備の方法
    - (3) 整備に要する経費とその財源内訳
  - 3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - (1) 整備を必要とする辺地の事情
    - (2) その他総務省令で定める事項
  - 4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。
  - 5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。
- (第6項及び第7項 略)
- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

## 第 24 号議案

### 市道路線の認定及び変更について

下記のとおり市道路線を認定し、及び変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

### 記

#### 1 認定する路線

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
七日市立丁 2 号線	舞鶴市字七日市小字立丁無番地 から	
	舞鶴市字七日市小字立丁 376 番 5 まで	
七日市ナラズ柿 3 号線	舞鶴市字七日市小字ナラズ柿 197 番 5 から	
	舞鶴市字七日市小字ナラズ柿 197 番 6 まで	

#### 2 変更する路線

路線名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
大坪支線	前	舞鶴市字女布小字大坪 165 番 3 から	
		舞鶴市字女布小字大坪 194 番 まで	
	後	舞鶴市字女布小字大坪 165 番 3 から	
		舞鶴市字女布小字大坪無番地 まで	

提案理由

七日市地区の路線の市道認定及び女布地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。